

建設業許可申請の手引き

令和 8 年 7 月

岩手県県土整備部建設技術振興課

第1 建設業許可制度の概要

1 建設業許可が必要な範囲

建設業を営もうとする方は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

(1) 建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいいます。ここでいう請負とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることをいいます。

(2) 軽微な建設工事とは

○建築一式工事・・・工事1件の請負代金の額が1,500万円（消費税を含む）未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅（主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの）の工事

※木造住宅工事の要件については、いずれか一方の要件を満たしていれば建設業許可を受けることなく請け負うことができます。例えば、請負代金1,600万円で延べ面積120㎡の木造住宅工事の建築一式工事は、建設業許可を受けていなくても請け負うことができます。

○その他の工事・・・工事1件の請負代金の額が500万円（消費税を含む）未満の工事

※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが請負代金の額となります。

2 許可業種

建設業の許可には、2つの一式工事と27の専門工事の計29業種があり、営業しようとする建設工事に応じた業種ごとに許可が必要となります。許可業種の詳細については、別表1「建設工事の種類と業種」を参照してください。

1 土木工事業	8 電気工事業	15 板金工事業	22 電気通信工事業
2 建築工事業	9 管工事業	16 ガラス工事業	23 造園工事業
3 大工工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	17 塗装工事業	24 さく井工事業
4 左官工事業	11 鋼構造物工事業	18 防水工事業	25 建具工事業
5 とび・土工工事業	12 鉄筋工事業	19 内装仕上工事業	26 水道施設工事業
6 石工事業	13 舗装工事業	20 機械器具設置工事業	27 消防施設工事業
7 屋根工事業	14 しゅんせつ工事業	21 熱絶縁工事業	28 清掃施設工事業
			29 解体工事業

※解体工事業は、平成28年6月1日から追加

一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事（500万円以上（消費税を含む））を単独で請負う場合は、その専門工事業の許可を別途受けなければなりません。

また、許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その本体工事に附帯する工事については、一体として請け負うことができます（例えば、建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上げ工事等）。この場合において、この附帯工事（500万円以上（消費税を含む））を実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることになります。

3 知事許可と大臣許可

(1) 岩手県知事許可

岩手県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする方は、岩手県知事の許可が必要です。

(2) 国土交通大臣許可

岩手県内に主たる営業所を置き、他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営もうとする方は、国土交通大臣の許可が必要です。

岩手県知事許可であっても、他の都道府県に営業所を設置しない限りにおいては、他都道府県での建設工事は可能です。

4 営業所

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 営業所技術者等が常勤していること。

したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所などはこの営業所に該当しません。

本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当することになります。また、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

5 特定建設業許可と一般建設業許可

建設業の許可においては、営業しようとする業種ごとに、特定建設業又は一般建設業の許可を受けなければなりません。どちらの許可も、請け負うことができる工事の金額には制限はありませんが、発注者から直接請け負った1件の建設工事について、その工事で発注するすべての下請工事の合計金額が5,000万円以上（建築工事業については8,000万円以上。いずれも消費税を含む）となる下請契約を締結するには、特定建設業許可を受ける必要があります。なお、同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。

※一次下請が二次下請に5,000万円以上（建築工事業については8,000万円以上）の工事を下請施工させる場合は、一般建設業の許可でも可能です。

※一般建設業の許可でも、発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額について、工事をすべて直接施工するか下請への発注額が5,000万円（建築工事業については8,000万円）未満である限り制限はありません。

第2 許可の基準

建設業法には、建設業の許可を受けるための基準が設けられており、これらの基準を満たしていなければ許可を受けることができません。

許可基準として、①建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること(常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の設置及び社会保険への加入)、②営業所技術者等の設置、③誠実性、④財産的基礎等、⑤許可を受けられない者としての欠格要件が定められています。

1 許可基準の概要

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業(※)
常勤役員等(経営業務の管理責任者等) (法第7条第1号) (施行規則第7条第1号)	次の基準イ、ロのいずれかに該当するものであること。 イ 常勤役員等のうち1人が、建設業に関し、次のいずれかに該当する者であること (1) 5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者。 (2) 5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者。 (3) 6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者。 ロ 常勤役員等のうち1人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(3)、(4)、(5)に該当する者をそれぞれ置くこと (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者。 (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。 (3) 5年以上の財務管理の業務経験を有する者 (4) 5年以上の労務管理の業務経験を有する者 (5) 5年以上の業務運営の業務経験を有する者 ※ (3)、(4)、(5)については、1人が複数の経験を兼ねることが可能であり、許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては、当該建設業を営む者における建設業の業務経験に限る。 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。		
社会保険加入 (法第7条第1号) (施行規則第7条第2号)	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、適用事業所に該当する全ての営業所に関し、適用事業所である旨の届書を提出した者であること。		

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業（＊）
営業所技術者等 （法第 7 条第 2 号） （法第 15 条第 2 号）	許可を受けようとする建設業ごとに以下のいずれかの要件を満たす営業所技術者等とその営業所ごとに置くこと。 ※以下の要件は、現場における監理技術者等の資格要件と同じ イ 学校教育法による高等学校（旧実業学校を含む）・中等教育学校指定学科卒業後 5 年以上、大学（高等専門学校・旧専門学校を含む）指定学科卒業後 3 年以上の実務経験を有する者 ロ 10 年以上の実務経験を有する者 ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 ①指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後 5 年以上、旧専門学校卒業程度検定に合格後 3 年以上の実務経験を有する者 ②一定の国家資格等を有する者 ③学校教育法による専修学校指定学科卒業後 3 年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称するもの ④学校教育法による専修学校指定学科卒業後 5 年以上の実務経験を有する者 ③その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者	イ 一定の国家資格等を有する者 ロ 左欄のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、かつ元請としてその金額が消費税を含む 4,500 万円以上（S59.10.1 から H6.12.27 までにあつては 3,000 万円以上、S59.9.30 以前にあつては 1,500 万円以上）の工事について、2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者	イ 一定の国家資格等を有する者 ハ 国土交通大臣がイ又は（左の欄の）ロと同等以上の能力を有すると認めた者
誠実性 （法第 7 条第 3 号）	法人、役員等、個人事業主、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人（支配人、支店長、営業所長等）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。		
財産的基礎・金銭的 要件 （法第 7 条第 4 号） （法第 15 条第 3 号）	請負契約（軽微な建設工事を除く）を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。 → 次の <u>いずれか</u> に該当すること イ 自己資本の額が 500 万円以上であること ロ 500 万円以上の資金を調達する能力を有すること ハ 許可申請前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	請負代金の額が 8,000 万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有していること。 → 次の <u>全て</u> に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の 20%を超えていないこと ロ 流動比率が 75%以上であること ハ 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること	

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業（※）
欠格要件 （法第 8 条） （法第 17 条）	1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。 2 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員等及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が次のいずれかに該当するとき。 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 不正の手段により許可を受けたこと又は営業停止処分に違反したことにより許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者 ③ 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行った者で当該届出の日から 5 年を経過しないもの ④ ③の届出があった場合において、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前 60 日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの ⑤ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑥ 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者 ⑦ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ⑧ 建設業法その他一定の法律に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者（⑬において「暴力団員等」という） ⑩ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令（※）で定めるもの ⑪ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑨又は⑪のいずれかに該当するもの ⑫ 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの ⑬ 個人で政令で定める使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの ⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。		

※指定建設業：総合的な施工技術を要する特定建設業として、土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の 7 業種が指定建設業として指定され、これら 7 業種の特定建設業の許可を受ける場合、営業所技術者等及び現場の監理技術者は 1 級の国家資格者等を置くことが義務付けられています。

※指定学科については別表 2、営業所技術者等となり得る一定の国家資格等については別表 3 を参照してください。

※各種学校卒や職業能力開発大学校・短期大学校卒は、指定学科卒の要件に該当しません。

2 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

- (1) 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。以下同じ。）については、含まれます。
- (2) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、商業登記されている者に限られます。
- (3) 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱います。
- (4) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。単なる連絡所の長又は工事の施工に関する事務所の長のような経験は含まれません。
- (5) 常勤役員等が営業所技術者等としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- (6) 5年以上の執行役員等としての経営管理経験について（基準イ（2））
- ① 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」（以下「執行役員等としての経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。
 - ② 建設業に係る5年以上の執行役員等としての経験については、建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、該当します。
- (7) 6年以上経營業務を補佐した経験について（基準イ（3））
- ① 経營業務を補佐した経験とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合は業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種組合等の理事、支店長又は営業所長に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。
 - ② 建設業に関する6年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、該当します。
 - ③ 建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。
- (8) 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験（役員としての経験を含みます。以下同じです。）をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

(9)「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

3 社会保険加入

- (1)「営業所」は建設業法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業でなくなったものとみなされた営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれません。
- (2)また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第9条の継続事業の一括の手続きにより一の事業とみなされた事業に係る一の事業の事業所以外の事業所である営業所についてもここでの「適用事業の事業所」には該当しません。
- (3)雇用保険について、営業所が一の事業所として認められず雇用保険事業所非該当承認申請書を提出している場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しの提出が必要です。
- (4)健康保険等の加入が必要な営業所であるかについては、様式に記載された人数で「従業員数」を確認することとしますが、保健当局等から指導を受けた等、記載が実態と異なっており、本来届書を提出すべき営業所であったことが確認できた場合は「虚偽申請」として取り扱うこととします。

4 営業所技術者等

(1) 営業所技術者等とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者をいい、他社で常勤することはできません。また、次に掲げるような者は、営業所技術者等とはいえません。

- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

なお、営業所技術者等は、建設業の他社の技術者や、建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により専任を要する者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

(2) 実務経験とは、許可を受けようとする建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれます。実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算することはできません。

(3) 2つ以上の業種の許可を申請する場合において、そのうち1つの業種につき要件を満たしている者が、他の業種についても要件を満たしているときは、当該他の業種についても同一人が営業所技術者等になることができます。

(4) 勤務場所が同一の営業所である限り、経営業務の管理責任者と営業所技術者等を兼ねることができます。

(5) 指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。したがって、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、発注者の側における経験または下請負人としての経験は含まれません。

5 誠実性

不正な行為とは、請負契約の締結又は履行に際して詐欺、脅迫、横領、文書偽造等法律に違反する行為をいい、不誠実な行為とは、工事内容、工期等について請負契約に違反する行為をいいます。

6 財産的基礎・金銭的要件

財産的基礎・金銭的要件の判断基準は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表によるものとします。

(1) 自己資本とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

(2) 資金の調達能力とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500 万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等を得られることをいいます。

(3) 欠損の額とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

(4) 流動比率とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に 100 を乗じた数をいいます。

(5) 資本金とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、有限会社の資本の総額、合資会社、

合名会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいいます。

- (6) 特定建設業の許可更新にあたり、直前の決算期における財務諸表の内容が基準をすべて満たしていない場合、許可の更新はできません。

＜特定建設業の財産的基礎＞		
事項	法 人	個 人
欠損 比率	(資本剰余金＋利益準備金 ＋繰越利益剰余金－ ＋その他利益剰余金(繰越利 益剰余金は除く))	事業主損失－(事業主借勘定－事業主貸勘定 ＋利益留保性の引当金＋準備金)
	資本金 $\times 100 \leq 20\%$	期首資本金 $\times 100 \leq 20\%$
流動 比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
資本 金額	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
自己 資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	(期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益) －事業主貸勘定＋利益留保性の引当金＋準備 金 $\geq 4,000$ 万円

※欠損比率の要件について、繰越利益剰余金が正である場合や、「資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金(繰越利益剰余金は除く)」の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合、要件を満たします(上記の計算式は不要です)。

※資本金額の要件については、申請日までの増資により基準を満たす場合は可です(事実を確認できる履歴事項全部証明書を添付してください)。

- (7) 財産的基礎・金銭的要件の確認資料について

- ① 法人個人を問わず、一般建設業の許可を受ける場合において自己資本が 500 万円に満たない場合(更新の場合や、許可申請前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合を除く)、確認資料として 500 万円以上の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書(申請受理前 1 か月以内のもの)を提出してください。

※預金残高証明書の 1 か月以内とは残高日から 1 か月以内(例：残高日が 2 月 10 日であれば 3 月 9 日まで)を、融資証明書の 1 か月以内とは発行日から 1 か月以内をいいます。

※預金残高証明書が複数の金融機関のものになる場合は、同日のものとしてください。

※預金残高証明書と融資証明書の合算はできません。

※個人事業で事業開始後決算期末到来の場合は、前記の 500 万円以上の預金残高証明書又は融資証明書を必ず提出してください。

- ② その他、申請書類に記載された内容の確認のため、確認資料の提出を求める場合があります。

- (8) 許可切れでの申請は、「ハ 許可申請前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること」に該当しません。

第3 許可の申請手続き等

1 許可申請に必要となる書類

建設業許可申請に必要な書類は、法定書類である申請書及び添付書類、法定書類以外の確認資料です。法定書類とは、その提出が法令によって規定されている書類のことで、申請先となる許可行政庁の別に関わりなく必ず提出が必要となる書類のことをいいます。また、確認資料とは、法定書類の記載事項の裏付確認を行うために、各許可行政庁が提出等を求める書類のことをいいます。

法定書類については別表4を、確認資料については別表5を参照し、提出してください。

2 許可申請に係る手数料

建設業許可申請には許可申請手数料が必要です。申請区分（別表6参照）に応じた額の岩手県収入証紙を申請書の所定の欄に貼付して申請してください。許可申請手数料の額については、別表7「許可申請手数料」を参照してください。なお、一度納入された手数料は、還付されません。

3 申請書等用紙の入手方法

申請書等の所定の用紙は、岩手県ホームページからダウンロードするか、最寄の広域振興局土木部・土木センター（別表8「許可申請書類の提出先」参照）へお越し下さい。

4 提出部数

法定書類（別表4）の提出部数は正本1部及び副本2部（副本はコピーで可）で計3部、確認資料（別表5）の提出部数は1部です。

確認資料は法定書類とは一緒に綴らずに（別にして）提出してください。確認資料はお返ししませんので、あらかじめ写しを取っておいてください。

5 許可申請の提出先

主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター（別表8「許可申請書類の提出先」参照）に持参して提出してください。

※初めて申請する場合や御不明な点がある場合、窓口にて御相談ください。その際は、あらかじめ電話で来庁日時や内容について所管する広域振興局土木部・土木センターへ御連絡をいただくようお願いいたします。

※来庁の際は、閉庁時間より早めにお越しください。

6 審査に要する期間

申請から許可等の処分がなされるまで、おおむね1か月程度かかります。なお、この期間には、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間や、許可行政庁が審査のために必要な資料の提供を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

7 審査結果の通知

建設業許可申請に対する審査の結果、許可を行った場合には許可通知を、許可を行わないこととした場合には許可の拒否通知を交付します。

なお、許可通知書は再交付しません。紛失等の場合は、「建設業許可証明書」を請求してください（「許可後の注意事項（変更届等）」参照）。

8 許可申請の取下げ

許可申請を提出し、受付後に申請を取り下げる場合は、所定の様式（広域振興局土木部・土木センターで配布）による取下げ願を提出してください。ただし、納入した手数料は還付されません。

9 譲渡、合併、分割等による事業承継について

令和2年10月1日から、事前の認可を受けることで、許可の空白期間がなく許可を承継することができるようになりました。必要な提出書類等については、「建設業許可の承継の手引き」をご確認の上、事前に窓口にご相談ください。

第4 別表

別表1 建設工事の種類と業種

建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	許可業種 (建設業法別表第一下欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表1)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	① 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨組立て等を行う工事 ② くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④ コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤ その他基礎的なしは準備的工事	① とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ② くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤ 地すべり防止工事、地	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コン

			盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	クリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

				ク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理施設に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併浄化槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事にお

				ける『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事の内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の

				製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては、『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置

				工事も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹き付け断熱工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信線設備工事、無線電機通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工

		域下水道の処理設備を設置する工事		事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消 防 施 設 工 事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にはのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清 掃 施 設 工 事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別表２ 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業の種類	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表3 營業所技術者等資格一覽（一般建設業） 1 / 4

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号口該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等十実務経験3年）

「70」……法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

[illegible]

別表3 営業所技術者等資格一覧（一般建設業）2／4

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法	71	建築大工		7																												
	64	型枠施工（注10）		7		7																										
	72	左官			7																											
	57	とび・とび工				7																									7	
	73	コンクリート圧送施工（注11）				7																										
	66	ウェルポイント施工（注12）				7																										
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																						
	75	給排水衛生設備配管								7																						
	76	配管（注13）・配管工								7																						
	70	建築板金「ダクト板金作業」						7		7							7															
	77	タイル張り・タイル張り工									7																					
	78	築炉・築炉工・れんが積み									7																					
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																					
	80	石工・石材施工・石積み					7																									
	81	鉄工（注14）・製罐										7																				
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注15）											7																			
	83	工場板金																7														
	84	板金・建築板金・板金工（注16）						7										7														
	85	板金・板金工・打出し板金																7														
	86	かわらぶき・スレート施工						7																								
	87	ガラス施工																	7													
	88	塗装（注17）・木工塗装・木工塗装工																		7												
	89	建築塗装・建築塗装工																		7												
	90	金属塗装・金属塗装工																		7												
	91	噴霧塗装																		7												
	67	路面標示施工（注18）																		7												
	92	畳製作・畳工																			7											
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7											
94	熱絶縁施工																					7										
95	建具製作・建具工・木工（注19）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7					
96	造園																								7							
97	防水施工																		7													
98	さく井																											7				
その他	61	地すべり防止工事（注20）				7																						7				
	40	基礎ぐい工事				7																										
	62	建築設備士								7	7																					
	63	計装（注21）								7	7																					
	60	解体工事																													7	

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表3 営業所技術者等資格一覧（一般建設業）3/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
登録基幹技能者	36 種目	登録電気工事基幹技能者							7														7							
		登録橋梁基幹技能者				7						7																		
		登録造園基幹技能者																						7						
		登録コンクリート圧送基幹技能者				7																								
		登録防水基幹技能者																		7										
		登録トンネル基幹技能者				7																								
		登録建設塗装基幹技能者																	7											
		登録左官基幹技能者				7																								
		登録機械土工基幹技能者					7																							
		登録海上起重基幹技能者													7															
		登録ＰＣ基幹技能者					7						7																	
		登録鉄筋基幹技能者											7																	
		登録圧接基幹技能者											7																	
		登録型枠基幹技能者			7																									
		登録配管基幹技能者								7																				
		登録嵩・土工基幹技能者					7																							
		登録切断穿孔基幹技能者					7																							
		登録内装仕上工事基幹技能者																			7									
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7			
		登録エクステリア基幹技能者				7	7					7																	7	
		登録建築板金基幹技能者							7							7														
		登録外壁仕上基幹技能者				7														7	7									
		登録ダクト基幹技能者									7																			
		登録保温保冷基幹技能者																						7						
		登録クラウト基幹技能者					7																							
		登録冷凍空調基幹技能者									7																			
		登録運動施設基幹技能者					7							7												7				
		登録基礎工基幹技能者					7																							
		登録タイル張り基幹技能者											7																	
		登録標識・路面標示基幹技能者					7													7										
		登録消火設備基幹技能者																											7	
		登録建築大工基幹技能者			7																									
		登録硝子工事基幹技能者																	7											
		登録土工基幹技能者					7																							
		登録ＡＬＣ基幹技能者											7																	
		登録発破・破砕基幹技能者					7																							
登録ウレタン断熱基幹技能者																						7								
登録建築測量基幹技能者			7																											
登録解体基幹技能者																												7		
登録圧入工基幹技能者					7																									
登録送電線工事基幹技能者				7				7																						
登録さく井基幹技能者																									7					
登録あと施工アンカー基幹技能者					7																									
登録計装基幹技能者								7	7											7		7								
登録土質改良基幹技能者					7																									
登録都市トンネル基幹技能者					7																									
登録涵洞基幹技能者					7																									
登録道路等法面保護基幹技能者					7																									
登録斜面防災基幹技能者（注22）					7																				7					
登録石材施工基幹技能者						7																								
99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		

別表3 営業所技術者等資格一覧（一般建設業）4/4

○備考

資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 令和2年度以前の建設機械施工に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、建設機械施工管理に係る1級又は2級の第二次検定に合格した者とみなします。
- （注2） 平成27年度までに実施された技術検定に合格した者にとっては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者に限り解体工事業の技術者とみなします。
- （注3） 登録解体工事講習を修了した者又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者に限り解体工事業の技術者とみなします。
- （注4） 農業農村工学：技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなします。
- （注5） 熱・動力エネルギー機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「熱工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「熱・動力エネルギー機器」とするものに合格した者とみなします。
流体機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「流体工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「流体機器」とするものに合格した者とみなします。
- （注6） 林業・林産：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「林業」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「林業・林産」とするものに合格した者とみなします。
- （注7） 廃棄物・資源循環：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「廃棄物管理」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに合格した者とみなします。
- （注8） 旧電気工事士法による電気工事士免状は、第2種電気工事士として扱います。
- （注9） 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格証の交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けた者で、その資格証の交付を受けた後電気通信工事業に関し、3年以上の実務の経験を有する者としてします。
- （注10） とび・土工工事業の場合、実務経験は、コンクリート工事に関するものに限られます。
- （注11） 実務経験はとび・土工についてはとび工事に関するものに、コンクリート圧送施工についてはコンクリート工事に関するものに限られます。
- （注12） 実務経験は、土工工事に関するものに限ります。
- （注13） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注14） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注15） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注16） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とする者に限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の制限はありません。
- （注17） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注18） コード67の「路面標示施工」は、等級はなく実務経験不要です。
- （注19） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具制作作業」とするものに限られます。
- （注20） コード61の「地すべり防止工事」は、平成17年度以前の地すべり防止工事士も該当します。なお、実務経験は、土工工事に関するものに限られます。
- （注21） コード63の「計装」は、平成17年度以前の一級計装士も該当します。
- （注22） 「とび・土工工事」についてはとび・土工・コンクリート工事について実務経験を有する者に、「さく井工事」についてはさく井工事について実務経験を有する者に限られます。

別表3 特定営業所技術者資格一覧（特定建設業）1 / 4

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）
「8a」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）
「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）
「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

				特定建設業指定7業種																											
コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3		3											3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11 1級建設機械施工管理技士（注1）	9				9								9																	
	12 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（注1）					8																									
	13 1級土木施工管理技士（注2）	9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9			9	8※			8※				8※		9	8※	9	
	1H 1級土木施工管理技士補				8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※			8※				8※		8※	8※	8※	8※
	14 2級土木施工管理技士				8○	8	8	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○				8○		8	8○	8	
	1J 2級土木施工管理技士補				8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○				8○		8○	8○	8○	8○
	15 2級土木施工管理技士				8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8	8○			8○				8○		8○	8○	8○	8○
	1K 2級土木施工管理技士補				8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8	8○			8○				8○		8○	8○	8○	8○
	16 2級土木施工管理技士				8○	8	8	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8	8○			8○				8○		8○	8○	8○	8○
	1L 2級土木施工管理技士補				8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8	8○			8○				8○		8○	8○	8○	8○
	20 1級建築施工管理技士（注2）		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9					9	8※	8※	8※	9
	2C 1級建築施工管理技士補			8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※			8※					8※	8※	8※	8※	8※
	21 2級建築施工管理技士			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○					8○	8○	8○	8○	8
	22 2級建築施工管理技士			8	8○	8	8	8○			8	8				8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○					8○	8○	8○	8○	8
	23 2級建築施工管理技士補			8	8	8○	8	8			8	8○				8	8	8	8	8	8○	8					8	8○	8○	8○	8○
	2D 2級建築施工管理技士補			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○					8○	8○	8○	8○	8○
	27 1級電気工事施工管理技士								9												8※								8※		
	2E 1級電気工事施工管理技士補																				8※								8※		
	28 2級電気工事施工管理技士																				8○								8○		
	2F 2級電気工事施工管理技士補																				8○								8○		
	29 1級管工事施工管理技士									9			8※	8※	8※						8※	8※					8※	8※	8※	8※	8※
	2G 1級管工事施工管理技士補												8※	8※	8※						8※	8※					8※	8※	8※	8※	8※
	30 2級管工事施工管理技士												8○	8○	8○						8○	8○					8○	8○	8○	8○	8○
	3A 2級管工事施工管理技士補												8○	8○	8○						8○	8○					8○	8○	8○	8○	8○
	31 1級電気通信工事施工管理技士																								9						
	32 2級電気通信工事施工管理技士																								8						
	33 1級造園施工管理技士					8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※			8※			9	8※	8※	8※	8※	8※
	3D 1級造園施工管理技士補					8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※			8※				8※	8※	8※	8※	8※
	34 2級造園施工管理技士					8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○				8○	8○	8○	8○	8○
	3E 2級造園施工管理技士補					8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○				8○	8○	8○	8○	8○
建築士法	37 1級建築士		9	9			9				9	9								9											
	38 2級建築士			8			8				8									8											
	39 木造建築士			8																											
技術士法	41 建設・総合技術監理（建設）（注3）	9				9			9				9	9											9					9	
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注3）	9				9			9			9	9	9											9					9	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（注4）	9				9																									
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）								9															9							
	45 機械・総合技術監理（機械）																					9									
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）（注5）								9													9									
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）										9																	9			
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										9																9		9		
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9									9																
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）（注6）																									9					
	51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																			9						
	52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																						
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																			9			
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）（注7）								9																			9	9		
電気工事士法	55 第1種電気工事士																														
	56 第2種電気工事士（注8） 【3年】																														
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】																														
電気通信事業法	59 電気通信主任技術者 【5年】																								8						
	35 工事担任者（注9） 【3年】																								8						
水道法	65 給水装置工事主任技術者 【1年】																														
消防法	68 甲種 消防設備士																											8			
	69 乙種 消防設備士																											8			

別表3 特定営業所技術者資格一覧（特定建設業）2／4

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工		8																											
	64	型枠施工（注10）		8		8																									
	72	左官			8																										
	57	とび・とび工				8																									8
	73	コンクリート圧送施工（注11）				8																									
	66	ウェルポイント施工（注12）				8																									
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
	75	給排水衛生設備配管																													
	76	配管（注13）・配管工																													
	70	建築板金「ダクト板金作業」						8									8														
	77	タイル張り・タイル張り工									8																				
	78	築炉・築炉工・れんが積み									8																				
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																				
	80	石工・石材施工・石積み					8																								
	81	鉄工（注14）・製罐																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注15）										8																			
	83	工場板金															8														
	84	板金・建築板金・板金工（注16）						8									8														
	85	板金・板金工・打出し板金															8														
	86	かわらぶき・スレート施工					8																								
	87	ガラス施工															8														
	88	塗装（注17）・木工塗装・木工塗装工																	8												
	89	建築塗装・建築塗装工																	8												
	90	金属塗装・金属塗装工																	8												
	91	噴霧塗装																	8												
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	67	路面標示施工（注18）															8														
	92	雪製作・雪工																		8											
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		8											
	94	熱絶縁施工																				8									
	95	建具製作・建具工・木工（注19）・カーテンウォール施工・サッシ施工																								8					
	96	造園																													
	97	防水施工																	8												
	98	さく井																									8				
その他	61	地すべり防止工事（注20）				8																				8					
	40	基礎ぐい工事				8																									
	62	建築設備士																													
	63	計装（注21）																													
	60	解体工事																												8	

別表3 特定営業所技術者資格一覧（特定建設業）3／4

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
登録基幹技能者	36 種目	登録電気工事基幹技能者																						8								
		登録橋梁基幹技能者					8																									
		登録造園基幹技能者																														
		登録コンクリート圧送基幹技能者					8																									
		登録防水基幹技能者																			8											
		登録トンネル基幹技能者					8																									
		登録建設塗装基幹技能者																		8												
		登録左官基幹技能者					8																									
		登録機械土工基幹技能者					8																									
		登録海上起重基幹技能者														8																
		登録PC基幹技能者					8							8																		
		登録鉄筋基幹技能者												8																		
		登録圧接基幹技能者												8																		
		登録型枠基幹技能者				8																										
		登録配管基幹技能者																														
		登録腐・土工基幹技能者					8																									
		登録切断穿孔基幹技能者					8																									
		登録内装仕上工事基幹技能者																				8										
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											8			
		登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																				
		登録建築板金基幹技能者							8									8														
		登録外壁仕上基幹技能者				8														8	8											
		登録ダクト基幹技能者																														
		登録保温保冷基幹技能者																						8								
		登録グラウト基幹技能者					8																									
		登録冷凍空調基幹技能者																														
		登録運動施設基幹技能者					8																									
		登録基礎土工基幹技能者					8																									
		登録タイル張り基幹技能者												8																		
		登録標識・路面標示基幹技能者					8													8												
		登録消火設備基幹技能者																													8	
		登録建築大工基幹技能者				8																										
		登録硝子工事基幹技能者																	8													
		登録土工基幹技能者					8																									
		登録ALC基幹技能者												8																		
		登録発破・破碎基幹技能者					8																									
		登録ウレタン断熱基幹技能者																					8									
		登録建築測量基幹技能者				8																										
		登録解体基幹技能者																														8
		登録圧入工基幹技能者					8																									
登録送電線工事基幹技能者				8																												
登録さく井基幹技能者																										8						
登録あと施工アンカー基幹技能者				8																												
登録計装基幹技能者																					8		8									
登録土質改良基幹技能者				8																												
登録都市トンネル基幹技能者				8																												
登録潜函基幹技能者				8																												
登録道路等法面保護基幹技能者				8																												
登録斜面防災基幹技能者（注22）				8																						8						
登録石材施工基幹技能者					8																											
99		その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8			8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

別表3 特定営業所技術者資格一覧（特定建設業）4／4

○備考

資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 令和2年度以前の建設機械施工に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、建設機械施工管理に係る1級又は2級の第二次検定に合格した者とみなします。
- （注2） 平成27年度までに実施された技術検定に合格した者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者に限り解体工事業の技術者とみなします。
- （注3） 登録解体工事講習を修了した者又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者に限り解体工事業の技術者とみなします。
- （注4） 農業農村工学：技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなします。
- （注5） 熱・動力エネルギー機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「熱工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「熱・動力エネルギー機器」とするものに合格した者とみなします。
流体機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「流体工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「流体機器」とするものに合格した者とみなします。
- （注6） 林業・林産：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「林業」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「林業・林産」とするものに合格した者とみなします。
- （注7） 廃棄物・資源循環：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「廃棄物管理」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに合格した者とみなします。
- （注8） 旧電気工事士法による電気工事士免状は、第2種電気工事士として扱います。
- （注9） 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格証の交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けた者で、その資格証の交付を受けた後電気通信工事業に関し、3年以上の実務の経験を有する者としてします。
- （注10） とび・土工工事業の場合、実務経験は、コンクリート工事に関するものに限られます。
- （注11） 実務経験はとび・土工についてはとび工事に関するものに、コンクリート圧送施工についてはコンクリート工事に関するものに限られます。
- （注12） 実務経験は、土工工事に関するものに限ります。
- （注13） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注14） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注15） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注16） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とする者に限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の制限はありません。
- （注17） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注18） コード67の「路面標示施工」は、等級はなく実務経験不要です。
- （注19） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具制作作業」とするものに限られます。
- （注20） コード61の「地すべり防止工事」は、平成17年度以前の地すべり防止工事士も該当します。なお、実務経験は、土工工事に関するものに限られます。
- （注21） コード63の「計装」は、平成17年度以前の一級計装士も該当します。
- （注22） 「とび・土工工事」についてはとび・土工・コンクリート工事について実務経験を有する者に、「さく井工事」についてはさく井工事について実務経験を有する者に限られます。

別表 4 許可申請書と添付書類一覧

様式番号	書類の名称	要否		申請区分								【要否欄】 要...◎ 否...× 【申請区分欄】 ○...省略可能 △...変更がなければ省略可能 □...一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業許可を申請する場合を除き、	摘要
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般特新規	業種追加	更新	更新	更新	更新		
第1号	建設業許可申請書	◎	◎										
別紙1	役員等の一覧表（注1）	◎	×										建設業法第5条第3号の役員等に該当する者を全員記載。個人の場合には提出不要
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎					—					従たる営業所がない場合、余白に「該当なし」と記入
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	◎	◎	—	—	—	—	—					従たる営業所がない場合も提出
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎										
別紙4	営業所技術者等一覧表	◎	◎										営業所一覧表の営業所の順に営業所技術者等を記載。
第2号	工事経歴書	◎	◎		○			○			◇		実績なしの場合「なし」と記入。追加の場合は追加業種分のみ。注文者及び工事名の記入に当たっては、個人の氏名が特定されることのないよう留意すること。
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		○			○					実績なしでも作成
第4号	使用人数	◎	◎		○			○					
第6号	誓約書	◎	◎										
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）	◎	◎										発行後3か月以内。役員、本人、法定代理人、令3条使用人全員分（株主等、顧問・相談役は不要）
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注3）	◎	◎										同上
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎										
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎					○			◇		
—	技術検定合格証明書等の資格証明書写し、監理技術者資格者証の写し（注4）	◎	◎					○			◇		監理技術者資格者証により営業所技術者等の要件を証明する場合には、資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書の提出は不要。
第9号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）（注4）	◎	◎					○			◇		証明者別に作成
第10号	指導監督の実務経験証明書（注4）	◎	◎					○			◇		証明者別に作成
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										本店以外に営業所がない場合、支配人がいない場合は提出不要
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等の調書	◎	◎										別紙1に記入した役員等全員又は個人事業主、法定代理人について作成（ただし、経管である者の分は不要）。株主等、顧問・相談役は、賞罰欄及び確認欄への記載は不要。
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書	◎	◎										様式第11号で記入した者について作成（役員等を兼ねている者の分は不要）
—	定款	◎	×					○	△	○	△		変更事項の訂正がされていない場合は、会議事録の写しなど変更内容が分かるものを添付
第14号	株主（出資者）調書	◎	×					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
第15、16、17、17の2、17の3号	財務諸表（法人用）（注5）	◎	×					○	○	○	○		新規設立で決算期末到来の場合は開始貸借対照表で可
第18、19号	財務諸表（個人用）	×	◎					○	○	○	○		新規開業で決算期末到来の場合は不要
—	商業登記をしている場合、登記事項証明書	◎	◎					○	△	○	△		発行後3か月以内（履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本）。組合等は理事等の名簿の写しも提出。個人は支配人を置いた場合のみ
—	個人（未成年者）であって、その法定代理人が法人である場合、その法定代理人の登記事項証明書	×	◎					○	△	○	△		発行後3か月以内
第20号	営業の沿革	◎	◎					○		○			
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	◎	◎					○	○	○	○		事業税（県税）の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。新規設立（開業）で決算期末到来の場合は事業開始等申告書の写し、又は法人設立届出書。
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
	確認資料	◎	◎										別表5参照

(注1) 「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等）」のほか、「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」全員について記載してください。

上記後半部分については、「相談役」、「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。「株主等」という。）について記載してください。その他、役職の如何を問わず、取締役等と同等以上の支配力を有する者がある場合には、その者についても記載してください。

(注2) 様式第12号及び様式第13号の略歴書に記載した法人の役員、本人・法定代理人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人全員分について、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を提出してください（岩手県内では盛岡地方法務局本局で発行します（花巻支局などの支局、出張所では扱っていません）。郵送の場合は東京法務局へ請求してください）。法務局への申請用紙の証明事項欄には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」にチェックを入れてください。外国籍の方にあつては国籍の記載された「登記されていないことの証明書」を取得してください。

※ 「登記されていないことの証明書」に代えて、「契約の締結及び履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」の提出でも可。

(注3) 様式第12号及び様式第13号の略歴書に記載した法人の役員、本人・法定代理人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人全員分について、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書（身分証明書）を提出してください（本籍地の市区町村で発行します）。外国籍の方にあつては不要です。

(注4) 「技術検定合格証明書等の資格証明書写し」、「卒業証明書」、「実務経験証明書（様式第9号）」、「指導監督の実務経験証明書（様式第10号）」は、営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料として、該当する書類を提出してください。なお、監理技術者資格者証により証明する場合には、それらの提出は不要です。更新の場合は省略可能ですが、有効期間のある資格証明書の更新等があった場合、現在有効な資格証明書の写しを提出してください。

(注5) 附属明細表（様式第17号の3）は、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が対象です。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

各々の申請書類の作成については、申請書の記載要項やこの手引きを参照の上作成してください。

別表 5

必要となる確認資料	
○ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の確認資料	I
○ 健康保険等の加入状況の確認資料	II
○ 営業所技術者等の確認資料	III
○ 営業所の確認資料	IV

※審査において何らかの疑義が生じた場合等、追加の資料を提出していただくことがあります。

I 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の確認資料

1 現在の常勤性を証明する資料

直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下のいずれかの資料を提出してください。

①住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し

②確定申告書の写し

→法人の場合、法人税確定申告書の表紙及び勘定科目内訳明細書のうち役員給与等の内訳書の写し

個人の場合、所得税確定申告書の表紙及び第二表の写し

③その他、常勤が確認できるもの（個別に御相談ください）

2 経営業務の経験を証明する資料

地位・経験に応じ、次の資料又はこれらに準ずる資料を提出してください。

【第7条第1号イ該当】

経験・地位	許可がある場合	許可がない場合
法人の役員	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等
個人事業主・支配人	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（支配人の場合）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②確定申告書の写し
建設業法施行令第3条に規定する使用人	①許可申請書及び変更届出書の写し（営業所及び令第3条に規定する使用人の記載があるもの）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し（営業所の名義人となっているもの）
執行役員	①許可通知書の写し ②会社の組織図の写し ③業務分掌規程の写し ④定款、執行役員規程等の写し ⑤工事契約締結に関する決裁書等の写し	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②会社の組織図の写し ③業務分掌規程の写し ④定款、執行役員規程等の写し ⑤工事契約締結に関する決裁書等の写し
経営補佐経験	【法人】 ①許可通知書の写し ②会社の組織図、権限規定、辞令等の写し ③工事契約締結に関する決裁書等の写し 【個人】 ①許可通知書の写し ②事業主の確定申告書の写し	【法人】 ①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②会社の組織図、権限規定、辞令等の写し ③工事契約締結に関する決裁書等の写し 【個人】 ①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②事業主の確定申告書の写し

【第7条第1号ロ該当】

経験・地位	許可がある場合	許可がない場合
法人の役員 ※建設業以外での経験については、②のみ	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等
個人事業主・支配人 ※建設業以外での経験については、②のみ	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（支配人の場合）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②確定申告書の写し
役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る）	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し
財務管理の業務経験 労務管理の業務経験 業務運営の業務経験	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し

※上記の書類は、証明が必要な期間分提出してください。

※工事請負契約書や工事契約締結に関する決裁書の写し等、建設工事の経験を証明する資料を提出する場合は、建設工事の内容が分かるもので年間1件以上提出してください。

※確定申告書の写しについて、電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付してください。

※更新で変更のない場合は、2の書類は省略できます。また、般特新規・業種追加で変更のない場合についても、原則として省略できます。

※許可業者の法人の役員・個人事業主・支配人としての経験がある場合、当時の許可申請書・変更届の表紙（受付印があるもの）及び該当箇所（別紙1 役員の一覧表（H21.3以前は別表）等）の写しの必要年数分の提出により、2の書類に代えることができます。

※過去に経營業務の管理責任者として証明・登録されていた方の場合、当時の許可申請書・変更届の表紙（受付印があるもの）及び該当箇所（経營業務の管理責任者証明書又は常勤役員等証明書（様式第7号））の写しの提出により、2の書類に代えることができます。

II 健康保険等の加入状況の確認資料

※原本提示も可とします。

1 健康保険及び厚生年金保険について

- (1) 健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険双方とも年金事務所で加入の場合
保険料の支払いが確認できる領収証書等の写し（直近のもの）

【窓口納付の場合】領収日付印がある領収証書の写し

【口座振替納付の場合】保険料納入告知額・領収済額通知書の写し

※上記に代えて、厚生労働省が発行する社会保険料納入証明（申請）書（3 か月以内）、年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書（3 か月以内）、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（直近のもの）でも可。

- (2) 組合管掌健康保険に加入の場合

組合管掌健康保険の保険料の領収証書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し（直近のもの）

※ 様式7号の3の事業所整理記号等の欄には、加入している健康保険組合の名称を記載してください。

- (3) 建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の原本（3 か月以内）及び年金事務所発行の厚生年金保険料支払いに係る領収証書の写し（直前の支払いの分）（直近のもの）

※ 様式7号の3の保険加入の有無の欄については、適用除外の「3」と記載し、事業所整理記号等の欄には、加入している建設業に係る国民健康保険組合の名称を記載してください。

2 雇用保険について

- (1) 自社で申告納付の場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び領収済通知書の写し（領収日付印があるもの・直近のもの）

- (2) 口座振替を利用している場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及び労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）の写し（直近のもの）

- (3) 労働保険事務組合に委託している場合

事務組合発行の雇用保険の領収書の写し（直近のもの）（労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付してください。

※これらの書類を提出できない場合は、届書の写し（受付印があるものに限る。）など、届書を提出したことを確認できるものを提出してください。

Ⅲ 営業所技術者等の確認資料

(般特新規・業種追加の場合は、申請(追加)業種に係る営業所技術者等について提出してください)

1 現在の常勤性を証明する資料

直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し。

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、さらに以下のいずれかの資料を提出してください。

①住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の写し

②確定申告書の写し

→法人の場合、法人税確定申告書の表紙及び勘定科目内訳明細書のうち役員給与等の内訳書の写し

個人の場合、所得税確定申告書の表紙及び第二表の写し

③所属企業の雇用証明書の写し

④その他、常勤が確認できるもの(個別に御相談ください)

2 技術者としての要件を証明する資料

(1) 技術者の要件が国家資格者等の場合、技術者の資格を証する書類(合格証明書、免許証、登録証、免状、監理技術者資格者証等)の写し

(2) 技術者の要件が実務経験の場合、実務経験の内容を確認できるものとして次のいずれか

①証明者が建設業許可を有している(いた)場合

建設業許可通知書の写し(期間分)

②証明者が建設業許可を有していない場合

工事請負契約書又は注文書及び請書の写し(期間分、1年につき1件。ただし、10年以上の経験を証明する場合は1業種につき5年(5件)まで可)

(3) 指導監督的実務経験の場合

実務経験の内容欄に記入した工事すべてについての工事請負契約書等の写し

※更新の場合、2の書類は省略できます。

※般特新規、業種追加申請又は営業所技術者等の変更届の場合、項番64の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものにあつては、2の書類は省略できます。ただし、当該確認資料が、同時に新たに追加される建設工事に係る(申請、変更に係る)もの場合には、省略できません。

※過去に実務経験や指導監督的実務経験を証明され営業所技術者等として登録されていた方の場合、当時の許可申請書・変更届の表紙(受付印があるもの)及び該当箇所(営業所技術者等証明書(様式第8号)、実務経験証明書(様式第9号)、指導監督的実務経験証明書(様式第10号)等)の写しの提出により、(1)の書類に代えることができます。

IV 営業所の確認資料

(申請にあつては新規・許可換新規・更新の場合にすべての営業所について提出してください。ただし、般特新規・業種追加の場合でも、更新期に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている方が申請する場合はすべての営業所について、営業所の所在地が既提出の申請(変更届)の内容と異なる場合は当該営業所について提出してください)

営業所の写真 ※写真を貼り付けた用紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。

明瞭なもので下記の全て

- (1) 営業所の外部・・・建物の全景、及び営業所の案内板があればそれを写したもの
- (2) 営業所の内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの
- (3) 建設業の許可票(標識)・・・建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識の記載内容と設置場所が確認できるもの
- (4) その他・・・営業所の入口部分に営業所の名称を明記している場合それを写したもの、また、営業所がビル内に所在する場合で建物の入口やエレベーターホール等に営業所の案内板があればそれを写したもの。

※更新(般特新規・業種追加で、更新期に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている方が申請する場合を含む)の場合、写真は省略できます。

※建設業の許可票(標識)の写真については、許可申請にあつては許可換新規の場合のみ必要です(大臣又は他都道府県知事許可時の標識。なお、許可換新規申請の際に新設営業所がある場合、新設営業所分については不要)。

別表6 許可の申請区分

申請区分	申請内容
1 新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が許可を申請する場合
2 許可換え新規	現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して新たに許可を申請する場合（許可になると従前の許可は失効します）
3 般・特新規	①一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
4 業種追加	①一般建設業の許可を受けている者が他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可を受けている者が他の業種について特定建設業の許可を申請する場合
5 更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合
6 般・特新規＋業種追加	般・特新規と業種追加を同時に申請する場合
7 般・特新規＋更新	般・特新規と更新を同時に申請する場合
8 業種追加＋更新	業種追加と更新を同時に申請する場合
9 般・特新規＋業種追加＋更新	般・特新規、業種追加、更新を同時に申請する場合

《留意事項》

- 次の場合は、新規としての申請となります。従前の許可については、廃業届を提出してください。
 - ・個人事業主が法人を設立する場合
 - ・個人事業主の死亡等によりその配偶者、子などが事業を承継する場合
- 特定営業所技術者を欠き、営業所技術者に交替するなどのため特定建設業の許可を一般建設業の許可に切り換える場合、従前の許可について廃業届を提出してください（特定営業所技術者を欠く前に許可申請書を提出する場合は不要）。ただし、更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさないことにより特定から一般に切り替える場合は不要です。
- 既に許可を受けている建設業が一般及び特定の両方ある場合において、他の一般や特定の建設業を追加する場合や、既に許可を受けている建設業を一般から特定または特定から一般に切り替える場合は、「業種追加」となります。

別表 7 許可申請手数料

	一般建設業許可又は特定建設業許可のいずれか一方を申請する場合	一般建設業許可及び特定建設業許可の両方を同時に申請する場合
1 新規	90,000 円	180,000 円
2 許可換え新規（注 1）	90,000 円	180,000 円
3 般・特新規	90,000 円	
4 業種追加	50,000 円	100,000 円
5 更新	50,000 円	100,000 円
6 般・特新規＋業種追加		140,000 円
7 般・特新規＋更新		140,000 円
8 業種追加＋更新	100,000 円	150,000 円又は 200,000 円 （注 2）
9 般・特新規＋業種追加＋更新		190,000 円

（注 1）他の許可行政庁から岩手県知事許可に換える場合

（注 2）一般又は特定的一方のみで追加＋一般と特定の両方を更新…150,000 円

一般と特定の両方で追加＋一般と特定の両方を更新…200,000 円

岩手県収入証紙による納付となります。岩手県収入証紙は、県合同庁舎、市町村役場、警察署、保健所内などで販売しています。販売箇所の詳細は、岩手県出納局のホームページを御参照ください。窓口での形式審査を受けた後の購入・納付（貼付）でかまいません。

別表 8 許可申請書類の提出先

○知事許可業者

所管	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
盛岡広域振興局土木部	〒020-0023 盛岡市内丸 1 1 - 1	019-629-6656	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町
盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市 9 - 4 8	0195-62-2888	八幡平市 葛巻町 岩手町
県南広域振興局土木部 花巻土木センター	〒025-0075 花巻市花城町 1 - 4 1	0198-22-4971	花巻市 遠野市
県南広域振興局土木部 北上土木センター	〒024-8520 北上市芳町 2 - 8	0197-65-2738	北上市 西和賀町
県南広域振興局土木部	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1 - 2	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
県南広域振興局土木部 一関土木センター	〒021-8503 一関市竹山町 7 - 5	0191-26-1418	一関市 平泉町
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6 - 1	0192-27-9919	大船渡市 陸前高田市 住田町
沿岸広域振興局土木部	〒026-0043 釜石市新町 6 - 5 0	0193-25-2708	釜石市 大槌町
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	〒027-0072 宮古市五月町 1 - 2 0	0193-64-2221	宮古市 山田町
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 2 4 - 3	0194-22-3116	岩泉町 田野畑村
県北広域振興局土木部	〒028-8042 久慈市八日町 1 - 1	0194-53-4990	久慈市 洋野町 普代村 野田村
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6 - 3	0195-23-9209	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村

○大臣許可業者

所管	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
東北地方整備局 建政部建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 仙台合同庁舎 B 棟	022-225-2171 (内線 6145、 6147)	県内全域

※大臣許可の申請、提出書類等については、この手引きによらず、東北地方整備局の「建設業許可・経営事項審査申請の手引き」を御参照ください。

第5 コード番号

1 岩手県の市町村コード

市町村名	コード	市町村名	コード
盛岡市	03201	大船渡市	03203
八幡平市	03214	陸前高田市	03210
滝沢市	03216	気仙郡住田町	03441
岩手郡雫石町	03301	釜石市	03211
岩手郡葛巻町	03302	上閉伊郡大槌町	03461
岩手郡岩手町	03303	宮古市	03202
紫波郡紫波町	03321	下閉伊郡山田町	03482
紫波郡矢巾町	03322	下閉伊郡岩泉町	03483
花巻市	03205	下閉伊郡田野畑村	03484
遠野市	03208	久慈市	03207
北上市	03206	九戸郡野田村	03503
和賀郡西和賀町	03366	九戸郡洋野町	03507
奥州市	03215	下閉伊郡普代村	03485
胆沢郡金ヶ崎町	03381	二戸市	03213
一関市	03209	九戸郡軽米町	03501
西磐井郡平泉町	03402	九戸郡九戸村	03506
		二戸郡一戸町	03524

2 営業所技術者等証明書の項番64、65のコード

(1) 一般建設業

建設業法の基準	項番 64	項番 65
法第7条第2号イ（学歴＋実務経験）	1	01
法第7条第2号ロ（実務経験10年以上）	4	02
法第7条第2号ハ（国家資格、大臣特認）	7	別表3

(2) 特定建設業

建設業法の基準	項番 64	項番 65
法第15条第2号イ（国家資格）	9	別表3
法第15条第2号ロ（学歴＋実務経験＋指導監督の実務経験）	2	01
法第15条第2号ロ（実務経験＋指導監督の実務経験）	5	02
法第15条第2号ロ（国家資格等＋指導監督の実務経験）	8	別表3
法第15条第2号ハ（大臣特認（指定建設業））	3	03
法第15条第2号ハ（大臣特認（指定建設業以外））	6	04

申請書等記入例

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和**年**月**日

令和*年*月*日

不要な文字は消す

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

「行政庁側記入欄」は、申請者は記入しない

許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段階書き。
(登記上の本店 岩手県〇〇市……)
岩手県〇〇市……
その他の書類には事実上の所在地のみを記入

法人：代表者
個人：本人

岩手県盛岡市内丸99-99
株式会社県庁建設
代表取締役 岩手 二郎

申請者

行政庁側記入欄

大臣 コード
知事

許可年月日

許可番号

国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号 令和 年 月 日

申請の区分

申請年月日

許可の有効期間の調整

この申請とあわせ、既に許可を受けている建設業の全部を更新し一化する場合は「1」を記入し、そうでない場合は「2」を記入

1. 一般
2. 特定

許可を受けようとする建設業

申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

法人の略号のフリガナはふらない

商号又は名称

カタカナで記入し、姓と名の間は1マスあける

濁点・半濁点を含んで1文字

法人名、代表者名は、商業登記簿謄本の字で記入
個人事業主の氏名は、住民票の字で記入

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地

主たる営業所の所在地

市町村コード表の番号を記入

郵便番号

電話番号

ファックス番号 019-651-3111

商業登記簿謄本(登記事項証明書)で確認。千円未満切捨て。右

法人又は個人の別

兼業の有無

建設業以外に行っている営業の種類

法人番号

法人であって、法人番号の指定を受けたものである場合記入。不明な場合は国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で確認する。

許可換えの区分

大臣 コード
知事

旧許可番号

国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号 令和 年 月 日

旧許可年月日

役員等、営業所及び営業所技術者等(建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者をいう。以下同じ。)については別紙による。

連絡先

所属等 総務部総務課

氏名 盛岡 一郎

電話番号 019-651-3111

ファックス番号 019-651-3111

役員等の一覧表

[illegible]

- 41

営業所一覧表（新規許可等）

「行政庁側記入欄」は、申請者は記入しない

行政庁側記入欄	
区 分	項 番 3 8 1 1 大臣 コード 知事
許 可 番	建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所。 名目上の本社、本店であってもその実態を有しないものは該当しない 国土交通大臣 許可（一般— —）第 号 令和 年 月 日

（主たる営業所）

2枚以上になる場合、「主たる営業所」欄は2枚目以降は記入不要

フリガナ ホンテン	
主たる営業所の名 称	本店
営 業 し よ う と す る 建 設 業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 （ 1. 一般 2. 特定 ）
変 更 前	

「主たる営業所」欄は、主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記入する。業種追加、般特新規の場合、申請に係る営業所のみを記入する

（従たる営業所）

フリガナ イチノセキエイギョウシヨ	
従たる営業所の名 称	一 関 営 業 所 3 5 10 15 20 25 30 35 40 「従たる営業所」がない場合、余白に「該当なし」と記載する

フリガナ	
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5 0 3 2 0 9 都道府県名 岩手県 市区町村名 一関市
従たる営業所の所在地	8 6 竹 山 町 9 9 一 9 9 15 20 25 30 35 40
郵便番号	8 7 0 2 1 一 8 5 0 3 電話番号 0 1 9 1 一 2 6 一 1 4 1 8
営 業 し よ う と す る 建 設 業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 （ 1. 一般 2. 特定 ）
変 更 前	

（従たる営業所）

今回の申請で許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所で営業しようとする建設業で一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。
業種追加、般特新規の場合において、営業所の営業しようとする建設業が変更になる場合、「営業しようとする建設業」の欄には、変更が無い建設業も含め、当該営業所において営業する建設業の全てを記入する（上段に追加、変更後の全業種を、「変更前」に追加、変更前の全業種を記入する）

フリガナ	
従たる営業所の名 称	8 4 3 5 10 15 20 25 30 35 40

フリガナ	
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5 3 5 3 3 都道府県名 市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6 3 5 10 15 20 25 30 35 40
郵便番号	8 7 3 5 一 6 電話番号 10 15 20
営 業 し よ う と す る 建 設 業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 （ 1. 一般 2. 特定 ）
変 更 前	

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	本店	〒０２０－８５７０ 盛岡市内丸９９－９９ ０１９－６５１－３１１１		建、大、内、具
	一関営業所	〒０２１－８５０３ 一関市竹山町９９－９９ ０１９１－２６－１４１８		建
従 た る 営 業 所				更新申請する業種 を一般と特定に分けて 略号で記入する

主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記入する

・更新のみの申請の場合は別紙２（１）ではなく別紙２（２）を使用する
 ・業種追加または般特新規と更新とを同時に申請する場合は、別紙２（１）に営業しようとする建設業が変更になる営業所の事項を、別紙２（２）に更新に係る営業所の事項を記入する
 ・主たる営業所のみの場合、余白に「該当なし」と記載する方法も可

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	イチノセキ ムツオ 一関 六男	建－7 木－7 内－7 具－7	2 0
一関営業所	オオフナト カイ 大船渡 海	建－4	0 2
別紙2(2)に記入した順に記入 資格証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし、経營業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていればその商業登記簿謄本の字)で記入する 許可申請の手引きを参照の上、該当する番号を記入する。建設業の種類は略号で記入 許可申請の手引きを参照の上、該当する番号を記入する ・現在、既に登録されている営業所ごとの営業所技術者等を記入する。 ・新規及び業種追加の場合は、「様式8号 営業所技術者等証明書」も必要。			

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

(建設工事の種類) 大工 工事 (税込 ・ (税抜)) 該当するほうを○で囲む

申請日の属する事業年度の前事業年度の主な完成工事について、請負代金の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載する（業種ごとに1～2枚程度で可）

3

様式第3号「直前3年の各事業年度における施工金額」の合計金額と一致

様式第3号「直前3年の各事業年度における施工金額」の合計金額と一致

(経営事項審査を受ける場合)

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工 事 経 歴 書

経営事項審査を受けようとする者は、消費税
抜き(消費税免税業者は消費税込み)

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込 (税抜))

・共同企業体として行った工事については、共同
企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じ
た額又は分担した工事の額を記入
・工事進行基準が適用される工事がある場合、そ
の完成工事高を括弧書きで記入
(例) (90,000)
230,000千円
・変更契約がある場合、変更後の金額を記入

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所に「レ」を記載) 主任技術者 監理技術者		うち、 (・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
盛岡開発組合	元請		〇〇造成工事	岩手県盛岡市	〇〇 〇〇	レ	100,000千円		令和*年7月 令和*年10月
盛岡産業(株)			〇〇造成工事	岩手県盛岡市	●● ●●	レ	60,000千円		令和*年5月 令和*年7月
A	元請		A邸基礎工事	岩手県花巻市	◎◎ ◎◎	レ	3,200千円		令和*年6月 令和*年7月
北上建設(有)	下請		〇〇掘削工事	岩手県北上市	△△ △△	レ	8,000千円		
秋田水産産業	下請		〇〇外溝工事	岩手県秋田市	▼▼ ▼▼	レ	7,500千円		
企業共同体(JV)として行った 工事には「JV」と記入			〇〇足場	岩手県秋田市	▲▲ ▲▲	レ	6,300千円		
秋田大船渡組	下請		〇〇くい打ち工事	岩手県大船渡市	▽▽ ▽▽	レ	5,100千円		
釜石建築(株)	下請		〇〇新設工事	岩手県釜石市			2,000千円		
宮古道路(株)	下請		〇〇カッター工事	岩手県宮古市			1,800千円		
							千円		
							千円		
							千円		
(主な未成工事)									
秋田滝沢産業開 発	下請		〇〇コンクリート工事	岩手県滝沢村			10,000千円		

「土木一式」でPC、「とび・土工」
で法面処理、「鋼構造物」で鋼
橋上部の実績があれば、○を
付して該当する額を記入する

申請・届出日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事について、以下のとおり記載する

①最初に、元請工事について、請負代金の額の大きい順に、元請工事の合計額の7割を超えるところまで(この例の場合は、元請工事の合計額233,000千円の7割(163,100千円)を超えるところまで)記載。
※元請工事の合計額の7割に達する前に、軽微な工事(注)となった場合は、そこから10件まで記載すればよい
※請負代金の額の合計額が1,000億円を超える部分は記載不要
※大きい金額の下請工事があっても、この段階では記載しない

②次に、残りの元請工事(①で記載しなかった元請工事)と下請工事について、請負代金の額の大きい順に、すべての完成工事高の7割を超えるところまで(この例の場合は、全体の合計額276,000千円の7割(193,200千円)を超えるところまで)記載。
※すべての完成工事高の7割に達する前に軽微な工事となった場合は、そこから10件まで記載すればよい
(ここで、軽微な工事は、①の元請工事とあわせて10件を超えて記載する必要はない)
※①の元請工事で全体の7割に達した場合、②の部分は記載不要
※請負代金の額の合計額が1,000億円を超える部分は記載不要

③最後に、主な未成工事を請負金額の大きい順に記載。

(注)軽微な工事…税込500万円未満(建築一式については、1,500万円未満
又は延べ面積150㎡未満の木造住宅)の工事

監理技術者は、特定建設業の許可を有する
元請業者が、総額で5,000万円(建築一式は
8,000万円)以上の下請契約を締結した場合に
該当
※下請工事や、一般建設業許可の場合は、
「主任技術者」欄に「レ」が記載される
※配置技術者が監理技術者資格者証の交付
を受けている者であっても、監理技術者の設
置を要さない工事であれば、主任技術者欄に
「レ」が記載される

・未成工事分は別業としてよい
・未成工事と分かるように表示して記載する

1枚に書ききれない場合、
複数枚に記載する。

このページの小計を記入

小 計	9件	193,900千円	千円	うち 元請工事	163,200千円	千円
合 計	52件	276,000千円	千円	うち 元請工事	233,000千円	千円

解体工事について、経営規模等評価の申請
を行う場合は、平成28年5月31日までに請
け負ったものも含め、とび・土工・コンクリート
工事及び解体工事それぞれの分類に応じて
作成する。
なお、その際、解体工事業の許可を受けて
いない場合、建設工事の種類欄は「その他
(解体工事)」と記載するものとする。

その業種の最終ページにおいてその業種
の合計を記入(直前の決算期の完成工事
高の合計)

1業種で用紙が複
数枚のときは、最
終のページのみに
「合計」を記載

未成工事は、小計・合計に
合算しない

様式第3号「直前3年の各事業年度における
施工金額」の合計金額と一致

様式第3号「直前3年の各事業年度における施
工金額」の合計金額と一致

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

許可を受けようとする(既に受けている)業種についてすべて記入

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(用紙A4)

許可を受けようとし(受けていない)業種に係る軽微な工事の施工金額を記入。兼業売上は入らない

(税込・税抜/単位)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の	合計
			建築一式工事	大工工事	内装工事	建具工事		
第3期 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	元請	公共	9,080	0	1,733	0		10,813
		民間	23,633	5,424	629	0		29,686
	下請		0	1,000	740	0		
	計		32,713	6,424		0		42,000
			実績がない場合は「0」を記入					
第4期 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	元請	公共	22,300	1,650	980	0	0	24,930
		民間	16,323	919	300	0	0	17,542
	下請		0	0	355	1,302	0	1,657
	計		38,623	2,569	1,635	1,302	0	44,129
第5期 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	元請	公共	40,000	1,032	2,863	0	0	43,895
		民間	39,619	2,596	900	0	299	43,414
	下請		0	2,567	2,140	1,017	528	6,252
	計		79,619	6,195	5,903	1,017	827	93,561
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

工事経歴書(様式第2号)の「その他工事」

工事経歴書(様式第2号)の合計欄と一致

通常は、損益計算書の完成工事高と一致

「直前3年分を記載する。『直前3年』とは、申請時の直前の決算期(個人は12月31日)から起算して過去3年間の事業年度をいう(※決算期を変更した場合は、4期以上分を記載する場合もありうる)。
・個人の場合、事業年度は1/1～12/31。
・事業年度により税込み、税抜きの区分が異なる場合は、その旨事業年度欄に記入する
・用紙が2枚以上になる場合はその他の建設工事及び合計は最終ページに記入する
・決算期未到来の場合は「決算期未到来」などと記入

経営規模等評価の申請を行う場合は、過年度に請け負った工事も含めとび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて記載する。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合は、「その他の建設工事の施工金額」の欄に当該工事の施工金額を計上する。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

4の大会社とは、資本金の額が5億円以上又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	人 6	人 2	人 2	人 10
一関営業所	2	0	0	2
別紙2(1)(2)に記入した順に記入	営業所技術者となりうる技術関係使用人の数を記入	営業所技術者等の要件には満たない技術関係使用人(見習いなど)の数を記入		
合 計	8 人	2 人	2 人	1 2 人

・「技術関係使用人」「事務関係使用人」の両方に該当する場合は主なものにカウントする
 ・役員(代表権を有する役員を含む。非常勤は除く)、個人事業主を含む
 ・法人で兼業がある場合には、建設業以外に従事する職員を除く
 ・アルバイト、パート、日雇いは除く
 ・常用であっても現場の単純な作業にのみ従事する者は除く
 ・監査役は除く

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

$\left. \begin{array}{c} \text{申請者} \\ \text{譲受人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}、\left. \begin{array}{c} \text{申請者} \\ \text{譲受人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

個人事業主は住民票の住所

~~申請者~~
~~讓受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

岩手県盛岡市内丸 9 9 - 9 9
株式会社県庁建設
代表取締役 岩手 二郎

岩手県知事 殿

「申請者」、「申請者」、「地方整備局長
合併存続法人、合併存続法人、北海道開発局長
分割承継法人、分割承継法人、知事」

については不要なものを消すこと

0 0 0 0 2

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

証明者が複数の場合は複数作成する

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 **年3月から**年12月まで満18年9月
証明者と被証明者の関係 役員
備考

経験した当時の(現在の)役職名を記入(代表取締役、取締役、個人事業主、支配人等)

証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

・経營業務の管理責任者としての経験を有した期間を記入する
・許可要件の年数を超えているか、略歴書及び営業の沿革と矛盾がないか確認する
・期間が中断している場合、期間を別々に明記

・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する
・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい)
(例)昭和**年**月～平成**年**月 ○○建設(株) 取締役
平成**年**月～平成**年**月 " 代表取締役

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主

令和**年**月**日

岩手県盛岡市内丸99-99
株式会社県庁建設

証明者 代表取締役 岩手 二郎

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和**年**月**日

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

1 新規申請の場合
2 変更の場合
3 更新申請の場合
業種追加・般特新規申請で変更のない場合

申請者 岩手県盛岡市内丸99-99
株式会社県庁建設
代表取締役 岩手 二郎

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{array}{l} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 1 \end{array} \right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17の区分が2の場合に記載

項番17の区分が1の場合記入しない

大臣コード

大臣.....00
岩手県知事...03許可番号 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ 8 \\ \end{array} \right\}$ 国土交通大臣 許可(般特)第 $\left\{ \begin{array}{l} 5 \\ \end{array} \right\}$ 号

記

許可年月日 令和 $\left\{ \begin{array}{l} 11 \\ \end{array} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{array}{l} 13 \\ \end{array} \right\}$ 月 $\left\{ \begin{array}{l} 15 \\ \end{array} \right\}$ 日

複数の許可を受けている場合、現在有効な許可年月日のうち最も古いものを記入

右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ 9 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 3 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ 9 \\ \end{array} \right\}$

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 $\left\{ \begin{array}{l} 2 \\ 0 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 3 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 5 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 10 \\ \end{array} \right\}$ 月日 $\left\{ \begin{array}{l} 13 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 14 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 16 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 18 \\ \end{array} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{array}{l} 0 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 7 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 0 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ \end{array} \right\}$ 日

住所 岩手県盛岡市肴町77-77

姓と名の間は1マス空ける

法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、営業所技術者等を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格証明書、卒業証明書の字で記入

右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める

◎【変更前】

・略歴書の住所と一致
・住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入

項番17の区分が2の場合に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 $\left\{ \begin{array}{l} 2 \\ 1 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 3 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 5 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 10 \\ \end{array} \right\}$ 生年月日 $\left\{ \begin{array}{l} 13 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 14 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 16 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 18 \\ \end{array} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{array}{l} 0 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 7 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 0 \\ \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ \end{array} \right\}$ 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

証明者が複数の場合は複数作成する

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{array}{c} (1) \\ \text{イロ} \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	代表取締役	経験した当時の(現在の)役職名を記入(代表取締役、取締役、個人事業主、支配人等)
経験年数	**年3月から**年12月まで満6年9月	
証明者と被証明者との関係	役員	証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入
備考	・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する ・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい) (例)昭和**年*月~平成**年*月 ○○建設(株) 取締役 平成**年*月~平成**年*月 " 代表取締役 ・役員等としての経験を有した期間を記入する ・許可要件の年数を超えているか、略歴書及び営業の沿革と矛盾がないか確認する ・期間が中断している場合、期間を別々に明記 証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主 令和**年**月**日 岩手県盛岡市内丸99-99 株式会社県庁建設 代表取締役 岩手 二郎	

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{c} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和**年**月**日

地方整備局長 北海道開発局長 岩手県知事 殿	1 新規申請の場合 2 変更の場合 3 更新申請の場合 業種追加・般特新規申請で変更のない場合	申請者 届出者	岩手県盛岡市内丸99-99 株式会社県庁建設 代表取締役 岩手 二郎
--	--	-----------------------	--

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{array}{c} \text{項番} \\ 171 \end{array} \right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更に 年月日	令和 年 月 日	項番17の区分が2の場合に記載
項番17の区分が1の場合記入しない	大臣コード	大臣.....00 岩手県知事...03
許可番号	183	国土交通大臣 許可(般特)第 510 号
許可年月日	令和 11 年 13 月 15 日	右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める
複数の許可を受けている場合、現在有効な許可年月日のうち最も古いものを記入		

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】		
氏名のフリガナ	19イワ	姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする
氏名	20岩手 5二 郎 10	法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、営業所技術者等を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格証明書、卒業証明書の字で記入
住所	岩手県盛岡市肴町77-77	
姓と名の間は1マス空ける		
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕		
月 日 S 2 1 年 0 7 月 0 1 日		
右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める		
◎【変更前】		
氏名	21 3 5 10	略歴書の住所と一致・住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入
項番17の区分が2の場合に記入		
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕		
生年月日 13 14 年 16 月 18 日		

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

第三面及び第四面の
記載方法は第二面と同じ

(第二面)

(用紙A4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 岩手県知事 殿		不要なものを消す 申請者 岩手県盛岡市内丸9 9 - 9 9 株式会社県庁建設 代表取締役 岩手 二郎	
役職名等	取締役	経験した当時の(現在の)役職名を記入	
経験年数	**年 3月から **年 12月まで 満 6 年 9 月		
証明者と被証明者との関係	役員	証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入	
備考	・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する ・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい) (例)昭和**年**月~平成**年**月 ○○建設(株) 取締役 平成**年**月~平成**年**月 " 代表取締役		
申請又は届出の区分	役員等を直接に補佐する者の更新等		
変の年月日	令和 年 月 日		
大臣 知事		コード	許可年月日
許可番号	2 3	国土交通大臣 知事 許可(般-)第 5 10 号	令和 11 年 13 月 15 日
記			

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】			
氏名のフリガナ	2 4 イ ワ	姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする	
氏名	2 5 岩 手 太 郎	法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、営業所技術者等を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格証明書、卒業証明書の	
住所	岩手県盛岡市肴町9 9 - 9 9		
住所		姓と名の間は1マス空ける	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 13 14 16 18 S 4 1 年 0 7 月 0 1 日 右詰めで記入し左余白は必ず「0」で埋める
◎【変 更 前】			
・略歴書の住所と一致 ・住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入			
氏名	2 6	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 13 14 16 18 年 月 日	

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

役 職 名 等

経 験 年 数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分 ☐ 2 ☐ 7 ☐ 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 3 国土交通大臣 許可 (一般 ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 許可年月日 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 2 ☐ 8 ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 2 ☐ 9 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名 ☐ 3 ☐ 0 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

役 職 名 等

経 験 年 数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 3 国土交通大臣 許可 (一般 ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 許可年月日 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 3 ☐ 2 ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 3 ☐ 3 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名 ☐ 3 ☐ 4 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

様式第7号に記載したものと
内容を記入

常勤役員等の略歴書

現住所	岩手県盛岡市肴町77-77			
氏名	岩手 二郎	生年月日	昭和21年7月1日生	
職名	代表取締役 申請時の職名を記入〔例：代表取締役、取締役、事業主、支配人等〕			
職歴	期 間		従事した職務内容	
	自昭和45年4月1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設に入社		
	自平成2年3月1日 至平成6年2月28日	(株) 県庁建設 建築部長に就任		
	自平成6年3月1日 至平成18年2月28日	(株) 県庁建設 取締役(常勤)に就任		
	自平成18年3月1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設 代表取締役に就任、現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容
				なし
		建設業の行政処分、行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰も記載。 該当がなければ「なし」と記入。		
上記のとおり相違ありません。				
令和 年 月 日		氏 名 岩手 二郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第7号に記載したものと
内容を記入

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	岩手県盛岡市肴町99-99		
氏名	岩手 太郎	生年月日	昭和41年7月1日生
職名	取締役	申請時の職名を記入	
	期 間	従事した職務内容	
職歴	自昭和60年4月1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設に入社	
	自平成15年3月1日 至平成20年2月28日	(株) 県庁建設 建築部長に就任	
	自平成20年3月1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設 取締役(常勤)に就任、現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名 岩手 太郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

許可業者の場合は許可番号を記入

申請者
届出者

岩手県盛岡市菜園99-99
株式会社岩手公園建設
代表取締役 菜園 太郎

許可番号 国土交通大臣 許可（一般）第 号 令和 年 月 日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	(205 人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇
盛岡営業所	営業所一覧表(様式第1号別紙)に記載した順に記載	1	1	1	健康保険	〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇
	(人)	上段は、役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載。 下段(カッコ内)は、従業員数の内、役員、個人事業主(同居の親族である従業員を含む)を記載。			健康保険	健康保険:事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合の場合は、健康保険組合名)
厚生年金保険						
雇用保険					厚生年金保険:事業所整理番号及び事業所番号	
	(人)		各営業所ごとに、加入は1、適用が除外される場合(健康保険における建設国保への加入を含む)は2、一括適用の承認及び一括の認可に係る営業所については3を記載。		健康保険	雇用保険:労働保険番号
厚生年金保険						
雇用保険						
	(人)				健康保険	
厚生年金保険						
雇用保険						
	(人)				健康保険	
厚生年金保険						
雇用保険						
合計	(人)					

00003

新規、許可換新規

営業所技術者等証明書（新規・変更）

一般建設業の場合下段を、特定建設業の場合上段を消す。一般・特定両方の場合は消さない

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

削除の場合以外は「(1)」を“○”で囲む

令和**年**月**日

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

新規、許可換新規、般特新規、業種追加の申請をする場合「1」を記入

岩手県盛岡市内丸99-99
申請者 株式会社県庁建設
代表取締役 岩手 二郎

区 分 項 番 3
6 1 1
大臣コード

1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

許可番号 新規、許可換新規の場合記入しない 可(般特)第 許可年月日 令和 年 月 日

姓の最初から記入し、濁点・半濁点を含んで1文字

フリガナ

(フリガナ)

イチノセキ

ムツオ

資格証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていればその商業登記簿謄本の字)で記入する

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 3 0 年 0 9 月 1 8 日

氏 名 3 5 10 15 20 25 30

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県盛岡市開運橋通77-77

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 本店

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 岩手県一関市大手町99-99

営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 一関営業所

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号 } に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和*年*月*日

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

岩手県花巻市矢沢88-88
申請者 株式会社花巻東建設
提出者 代表取締役 花巻 二郎

区 分 項 番 3
6 1 1 (1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)
大臣 コード
許可番号 6 2 0 3 国土交通大臣 許可 (般 特 2 7) 第 0 3 9 9 9 号 許可年 令和 2 7 年 0 6 月 1 0 日
複数の許可がある場合、もっとも古いものを記入

記

項 番 フリガナ (フリガナ) ハナマキ サプロウ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名 6 3 3 ハ ナ 花 巻 三 郎 10 15 18 20
生年月日 S 4 0 年 0 8 月 1 8 日
今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30
現在担当している建設工事の種類 7 7
有資格区分 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 この欄には記入しない
営業所の名称 (旧所属) 本店
営業所技術者等の住所 岩手県花巻市内77-77 営業所の名称 (新所属) 本店

項 番 フリガナ (フリガナ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名 6 3 3 15 18 20
生年月日 年 月 日
今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30
現在担当している建設工事の種類
有資格区分 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日
営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

項 番 フリガナ (フリガナ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名 6 3 3 15 18 20
生年月日 年 月 日
今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30
現在担当している建設工事の種類
有資格区分 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日
営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

営業所技術者等証明書(新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和**年**月**日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
岩手県知事 殿

岩手県盛岡市盛岡駅前通9-9-9
申請者 株式会社盛岡駅前工業
届出者 代表取締役 盛岡 駅男

区	分	項番	3	1	1	(	1. 新規許可等	2. 営業所技術者等の担当業又は有資格区分の変更	3. 営業所技術者等の追加	4. 営業所技術者等の替に伴う削除	5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更	)															
許	可	番	号	6	2	0	3	3	5	10	13	15															
								許可(一般特)	2	7	第	0	4	9	9	9	号	令和	2	7	年	0	9	月	1	0	日

		項番	フリガナ	(フリガナ)	モリオカ	ゴロウ																			業種追加等で既許可業種の営業所技術者等になっている者が申請業種の営業所技術者等になる場合、項番64、65は、追加業種分と既許可業種分の両方を記入する								
氏	名	6	3	モ	リ	盛	岡			五	郎								生	年	月	日	S	5	0	年	0	1	月	2	8	日	
今後担当する建設工事の種類	6	4																															
現在担当している建設工事の種類																																	
有資格区分	6	5																															
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日																		営業所の名称(旧所属)	本店													
営業所技術者等の住所	岩手県盛岡市盛岡駅前北通77-77																		営業所の名称(新所属)	本店													

		項番	フリガナ	(フリガナ)																			元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕										
氏	名	6	3																生	年	月	日											
今後担当する建設工事の種類	6	4																															
現在担当している建設工事の種類																																	
有資格区分	6	5																															
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日																		営業所の名称(旧所属)														
営業所技術者等の住所																			営業所の名称(新所属)														

		項番	フリガナ	(フリガナ)																			元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕										
氏	名	6	3																生	年	月	日											
今後担当する建設工事の種類	6	4																															
現在担当している建設工事の種類																																	
有資格区分	6	5																															
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日																		営業所の名称(旧所属)														
営業所技術者等の住所																			営業所の名称(新所属)														

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 * * 日

・この様式は、実務経験により営業所技術者等になる場合に必要となる
・業種別、証明者別に作成する

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を付記する

証明者は正しいか（法人：代表者、個人：事業主）確認する

岩手県盛岡市菜園 9 9 - 9 9
株式会社岩手公園建設
代表取締役 菜園 太郎

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。（例）役員、社員、従業員 等

証 明 者

被証明者との関係

社員

実際に雇用されていた期間を記入する

証明を得ようとする者の氏名を記入

記

技 術 者 の 氏 名	菜園 五郎	生年月日	昭和34年2月17日	使用された期間	平成11年11月から 平成23年9月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社岩手公園建設				
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
工事係員	〇〇フェンス設置工事 他13件	12年1月から12年12月まで			
工事係長	〇〇基礎工事 他11件	13年1月から13年12月まで			
工事係長	〇〇造成工事 他8件	14年1月から14年12月まで			
工事係長	〇〇外溝工事 他8件	15年1月から15年12月まで			
工事係長	〇〇基礎工事 他7件	16年1月から16年12月まで			
工事係長	〇〇組立工事 他11件	17年1月から17年12月まで			
工事課長	〇〇基礎工事 他5件	18年1月から18年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他12件	19年1月から19年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他9件	20年1月から20年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他10件	21年1月から21年12月まで			
工事課長	〇〇造成工事 他8件	22年1月から22年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他4件	23年1月から23年9月まで			
使用人の証明を得ることができない場合はその理由	使用人と証明者が異なる場合の理由を記載する (例)平成〇年〇月 会社解散のため 平成〇年〇月 事業主死亡のため 等			年 月 から 年 月 まで	
	実務経験年数の合計を記入する			合計	満11年9月

実務経験を得た当時の商号又は名称（個人の場合は個人名。屋号を登記している場合は屋号）を記入

・従事した工事の内容が分かるように具体的に記入する。
・通年にわたって工事が続く場合、その年の代表工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」などと、1年分を1行にまとめて記入する方法も可

実務経験年数は重複しないこと。
(例外)平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業および解体工事双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。

具体的に記入

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

【実務経験の振替】

以下の場合に実務経験の振替が認められます。

- 一式工事から専門工事への実務経験の振替を認める場合
土木一式⇒とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式⇒大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体
※矢印の方向に向かってのみ振替可。矢印の右側の業種間での振替不可。
- 専門工事間での実務経験の振替を認める場合
大工⇔内装仕上
とび・土工⇔解体
※矢印の方向に向かって振替可
- 緩和の方法
営業所技術者等となろうとする業種での実務経験と、その他の業種での実務経験をあわせて12年以上（営業所技術者等となろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要）有していれば、営業所技術者等となる資格を有するものとして取扱います（資格コード「99」）。なお、実務経験証明書は、業種ごとに作成してください。

下記の者は、内装仕上 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

・この様式は、特定建設業の営業所技術者等で(指定建設業は除く)、実務経験又は2級の国家資格者等の場合に必要となる(法第15条第2号口該当者)

・業種別、証明者別に作成する

株式会社松尾八幡平建設

証 明 者 代表取締役 八幡 平男

被証明者との関係 社員

証明を得ようとする者の氏名を記入

記

技 術 者 の 氏 名	安代 太郎	生 年 月 日	昭和25年6月20日	使 用 さ れ た	平成12年4月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社松尾八幡平建設			期 間	平成18年7月まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
〇〇 〇〇	56,600千円	工事課長	〇〇床仕上及び壁張工事	13年4月から13年10月まで	
医療法人△△会	57,000千円	工事課長	△△会病院防音工事	13年11月から14年3月まで	
▲▲リゾート㈱	46,000千円	工事課長	▲▲ホテル床仕上工事	14年7月から14年11月まで	
▲▲リゾート㈱	59,000千円	工事課長	▲▲旅館間仕切り工事	15年6月から15年12月まで	
●●カントリークラブ㈱	49,000千円	工事課長	●●カントリークラブハウス壁張工事	16年1月から16年6月まで	
	千円		実務経験期間は重複しない	年 月から	年 月まで
元請として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する	1件の請負代金が4,500万円(消費税含む)(S59.10.1～H6.12.27は3,000万円、S59.9.30前は1,500万円)以上の元請工事を1件ごとに記入する	・経験の内容が明らかになるように具体的に記入 ・完成された工事のみ記入		年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	期間の合計を記入			合計	満2年1月

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	職 名	フリ ガナ 氏 名
一関営業所	一関営業所長	ミズサワ タロウ 水沢 太郎
別紙2(1)(2)に記載した順序で 記入する	・主たる営業所以外の営業所を置く場合は 「〇〇支店長」、「〇〇営業所長」等と記入。その 者が役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇支 店長」等と記入 ・個人事業主が支配人を置く場合はその職名を 「支配人」と記入	記入内容は、様式第13号と一致

（ 法 人 の 役 員 等 ）
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等

許可申請者

の住所、生年月日等に関する調書

不要なものは消す

住 所	岩手県盛岡市肴町77-77			
氏 名	岩手 二郎	生 年 月 日	昭和21年7月1日生	
役 名 等	代表取締役（常勤）		法人→別紙1の役員全員分を作成する 個人→本人（+法定代理人）について作成する	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		・建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入するものとし、賞罰がなければ「なし」と記入する。 ・株主等は記載不要。		
		・「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の調書（様式第13号）は省略し、建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する内容も、「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」に記載する。 ・経營業務の管理責任者である場合、作成を要しない。		
		・株主等は署名不要		
上記のとおり相違ありません。				
令和 年 月 日		氏 名 岩手 二郎		

- 記載要領
- 1 「（ 法 人 の 役 員 等 ）
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等」
- については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第11号)に記載した営業所長、支店長、支配人等全員について作成する。ただし、役員を兼ねている者については、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)をもって、これに代えることができる

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	岩手県一関市山目町9-9-9		
氏	名	水沢 太郎	生 年 月 日	昭和28年10月30日生
営 業 所	名	一関営業所		
職	名	一関営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の記入例を参照のこと		
上記のとおり相違ありません。				
令和		年	月	日
氏 名		水沢 太郎		

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

法人の場合に添付

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
久慈 太郎	岩手県久慈市小久慈町9-9-9	80株
二戸 二郎	岩手県二戸市金田一温泉町9-9-9	10株
小岩井 一男	岩手県岩手郡滝沢村小岩井9-9-9	10株
		株数を記載するときは「〇〇株」、出資の価額を記載するときは「〇〇円」と、その単位を必ず記入する

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第十五号	貸 借 対 照 表
様式第十六号	損 益 計 算 書
	完成工事原価報告書
様式第十七号	株主資本等変動計算書
様式第十七号の二	注 記 表
(様式第十七号の三	附 属 明 細 書)

事業年度 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和**年 4月 1日} \\ \text{至 令和**年 3月 31日} \end{array} \right]$

・千円単位で記入。ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位で可。
その際、単位の「千円」を「百万円」と修正する。

・新規設立で決算期末到来のときは、開始（設立）時の貸借対照表の添付で可（開始（設立）時の
資産・純資産・負債の内容と、開業年月日を、貸借対照表に記載）

・消費税相当額の会計処理方法（税抜又は税込）を財務諸表の表紙に明記（経営事項審査を受ける
場合、消費税抜き（消費税免税業者は消費税込み））

(会社名) 株式会社〇〇建設
(税抜)

貸 借 対 照 表

令和 **年 3月31日 現在

決算日を記入

(会社名) 株式会社〇〇建設

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
材料貯蔵品
短期貸付金
前払費用
その他
貸倒引当金
流動資産合計

端数の処理方法を
統一すること

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示(千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合がある)

合計欄は決算書と一致

9,963
2,103
395
110
5,187
1,061
884
738
18,968 ①

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物
減価償却累計額
機械・運搬具
減価償却累計額
工具器具・備品
減価償却累計額
土地
リース資産
減価償却累計額
建設仮勘定
その他
減価償却累計額
有形固定資産合計

12,690
△ 3,112
8,387
△ 4,898
633
△ 132
10,603
△
210
△ 33
177
24,348 ②

(2) 無形固定資産

特許権
借地権
のれん
リース資産
その他
無形固定資産合計

551
551 ③

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	463
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	463 ④
固定資産合計	25,362 ⑤=②+③+④

III 繰延資産

創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	323
繰延資産合計	323 ⑥
資産合計	44,653 ⑦=①+⑤+⑥

負債純資産合計と
一致する

負債の部

I 流動負債

支払手形	4,221
工事未払金	2,631
短期借入金	7,195
リース債務	
未払金	523
未払費用	445
未払法人税等	87
未成工事受入金	1,994
預り金	106
前受収益	
.....引当金	
その他	212
流動負債合計	17,415 ⑧

【特定建設業の許可要件(流動比率)】
 $75\% \leq ① / ⑧ \times 100\%$

II 固定負債

社債

長期借入金

リース債務

繰延税金負債

退職給付引当金

負ののれん

その他

固定負債合計

負債合計

11,863

983

12,846 ⑨

30,261 ⑩ = ⑧ + ⑨

純資産の部

商業登記簿の資本金または出資総額と一致

I 株主資本

(1) 資本金

(2) 新株式申込証拠金

(3) 資本剰余金

資本準備金

その他資本剰余金

資本剰余金合計

(4) 利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

準備金

別途積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

(5) 自己株式

(6) 自己株式申込証拠金

株主資本合計

【特定建設業の許可要件(資本金)】
20,000千円以上

3,000

500

500

2,500

8,392

10,892

△

14,392 ⑪ ← (1) ~ (6) の合計

特定建設業で、繰越利益剰余金が負である場合、許可要件(欠損比率)に注意

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金

(2) 繰延ヘッジ損益

(3) 土地再評価差額金

評価・換算差額等合計

⑫ ← (1) ~ (3) の合計

III 新株予約権

純資産合計

負債純資産合計

14,392 ⑭ = ⑪ + ⑫ + ⑬

44,653 ⑮ = ⑩ + ⑭ = ⑦

【許可要件(自己資本の額)】

・特定建設業 ⑭ ≥ 40,000千円

・一般建設業 ⑭ ≥ 5,000千円 (5,000千円以上の預金残高証明書等でも可)

※勘定科目の説明は、昭和57年建設省告示第1660号を参照のこと。

損 益 計 算 書

自 令和**年 4月 1日
至 令和**年 3月31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

I 売上高	通常は「直前3年の各営業年度における工事施工金額」の合計と一致		千円
完成工事高	93,561 ①		
兼業事業売上高	建設業以外の売上額を計上 55,443 ②	149,004 ③=①+②	
II 売上原価	完成工事原価報告書の完成工事原価と一致		
完成工事原価	84,002 ④		
兼業事業売上原価	43,999 ⑤	128,001 ⑥=④+⑤	
売上総利益 (売上総損失)			
完成工事総利益 (完成工事総損失)	9,559 ⑦=①-④		
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	11,444 ⑧=	21,003 ⑨=⑦+⑧ (=③-⑥)	
	②-⑤		
III 販売費及び一般管理費			
役員報酬	9,183		
従業員給料手当	4,886		
退職金			
法定福利費	692		
福利厚生費	736		
修繕維持費	124		
事務用品費	536		
通信交通費	882		
動力用水光熱費	109		
調査研究費			
広告宣伝費	85		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費	189		
寄付金			
地代家賃			
減価償却費	351		
開発費償却			
租税公課	488		
保険料	260		
雑 費	704		
営業利益 (営業損失)		19,227 ⑩	
		1,776 ⑪=⑨-⑩	

工事現場に関与しない(本支店等の管理部門、営業部門、兼業部門等の)従業員等に支払う給与等を計上する。

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	132	
その他	894	1,026 ⑫
V 営業外費用		
支払利息	218	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他	72	290 ⑬
経常利益（経常損失）		2,512 ⑭=⑪+⑫-⑬
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他	45	45 ⑮
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他	112	112 ⑯
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		2,445 ⑰=⑭+⑮-⑯
法人税、住民税及び事業税	601	
法人税等調整額		601 ⑱
当期純利益（当期純損失）		1,844 ⑲=⑰-⑱

完成工事原価報告書

自 令和**年 4月 1日
至 令和**年 3月31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

千円

I 材料費	21,399
II 労務費 (うち労務外注費)	11,929
III 外注費	42,664
IV 経費 (うち人件費 2,621)	8,010
完成工事原価	84,002

工事に従事した直接雇用の作業員(監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員、日雇い、臨時社員等)の給料等

下請工事契約額をいう(労務費に含めた分は除く)

完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用。工事実績がある場合は計上される

経費のうち、工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した工事監督員、現場事務所の事務職員等)の給料等

損益計算書の完成工事原価と一致

・「使用人数」(様式第4号)の技術関係使用人と概ね見合う額が計上される(役員分を除く)。
・「II 労務費」や、「販売費及び一般管理費」の従業員給料手当とは区別される。
・経費の内数であるから、経費を上回る金額にはならない。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和**年 4月 1日
至 令和**年 3月 31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

千円

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	新株式 申込 証拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等 合計		
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越 利益 剰余金								
当期首残高	3,000			500	500		2,500	6,548	9,048	△	12,548					12,548
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当								△	△		△					△
当期純利益								1,844	1,844		1,844					1,844
自己株式の処分																
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																
当期変動額合計								1,844	1,844		1,844					1,844
当期末残高	3,000			500	500		2,500	8,392	10,892	△	14,392					14,392

注 記 表
 自 令和**年 4月 1日
 至 令和**年 3月 31日

（会社名） 株式会社〇〇建設

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法

 - (2) 固定資産の減価償却の方法
建物については定額法、その他の資産は定率法

 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
 一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
 工期2年以上かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を採用している。

 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜方式 「税抜方式」、「税込方式」、「免税事業者につき税込」のいずれか該当するものを記載

 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
該当なし

- 3 会計方針の変更
該当なし

- 4 表示方法の変更
該当なし

- 4－2 会計上の見積り

- 5 会計上の見積もりの変更

- 6 誤謬の訂正
該当なし

- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 ○○○株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
なし

(3) 剰余金の配当

平成〇〇年〇〇月〇〇日 定時株主総会決議
配当総額 〇〇〇〇円 一株あたりの配当額 〇〇円
利益剰余金を配当原資とする

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 15 一株当たり情報
- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 17-2 収益認識関係
- 17-3 国際最低課税額に対する法人税等
- 18 その他
該当なし

記載を要する注記は以下のとおり（○：要記載、×：記載不要）

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし 公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
17-3 国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18 その他	○	○	○	○

附 属 明 細 表

令和**年 3月31日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

貸借対照表の流動資産の部の完成工事未収入金と一致

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

貸借対照表の流動資産の部の短期貸付金と一致

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

貸借対照表の固定資産の部の長期貸付金と一致

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が対象。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

貸借対照表の流動資産の部の完成工事未収入金と一致

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社 債	銘 柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘要					
		取得価額	貸借対照 表計上額			取得価額	貸借対照 表計上額						
			千円	千円	千円	千円	千円	千円					
其 他 の 有 価 証 券													
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借 入 先	金 額	返 済 期 日	摘 要
	千円	千円	千円
計			

貸借対照表の流動負債の部の短期借入金と一致

8 長期借入金明細表

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

貸借対照表の固定負債の部の長期借入金と一致(流動負債として計上されているものを除く)

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

注記表の注記3(2)の保証債務額と一致

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第十八号	貸	借	対	照	表
様式第十九号	損	益	計	算	書

事業年度 〔 自 令和**年 1月 1日
至 令和**年12月31日 〕

- ・千円単位で記入
- ・新規開業で決算期末到来の場合は提出不要
- ・消費税相当額の会計処理方法（税抜又は税込）を財務諸表の表紙に明記（経営事項審査を受ける場合、消費税抜き（消費税免税業者は消費税込み））

(商号又は名称) ○○商店

(税抜)

貸 借 対 照 表

個人の決算日は毎年12月31日

令和* *年12月31日 現在

商号又は名称 〇〇商店

資 産 の 部

I 流 動 資 産

現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
材料貯蔵品
その他
貸倒引当金
流動資産合計

端数の処理方法を統一すること

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示（千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合がある）

合計欄は決算書と一致

千円

7,620

1,033

440

2,330

864

88

66

12,310 ①

II 固 定 資 産

建物・構築物
機械・運搬具
工具器具・備品
土地
建設仮勘定
破産更生債権等
その他
固定資産合計
資産合計

9,997

3,003

604

9,650

199

23,454 ②

35,764 ③=①+②

負 債 の 部

I 流 動 負 債

支払手形
工事未払金
短期借入金
未払金
未成工事受入金
預り金
..... 引当金
その他
流動負債合計

3,366

1,065

6,382

332

2,653

105

223

14,127 ④

II 固 定 負 債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

9,805

9,805 ⑤

23,932 ⑥ = ④ + ⑤

純 資 産 の 部

前期の純資産合
計と一致

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

12,220 ⑦

1,230 ⑧

△ 6,983 ⑨

5,365 ⑩

11,832 ⑪ = ⑦ + ⑧ - ⑨ + ⑩

35,764 ⑫ = ⑥ + ⑪ (= ③)

損益計算書の事業主利
益と一致

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜方式

必ず記入する。消費税免税事業者の場合は「免税事
業者につき税込」と記入する

損 益 計 算 書

自 令和**年 1月 1日
至 令和**年 12月 31日

商号又は名称 ○○商店

兼業事業の売上高が総売上高の1/10を超える場合は、①～③について、建設業及び兼業事業の内訳を括弧書きなどで付記する。

通常は「直前3年の各営業年度における工事施行金額」の合計と一致

千円

I 完成工事高

137,974 ①

II 完成工事原価

材料費

19,888

労務費

10,364

(うち労務外注費)

外注費

39,691

経費

7,359

完成工事総利益 (完成工事総損失)

123,653 ②

14,321 ③ = ① - ②

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

3,595

退職金

2,183

法定福利費

551

福利厚生費

634

維持修繕費

101

事務用品費

483

通信交通費

797

動力用水光熱費

96

広告宣伝費

96

交際費

130

寄付金

地代家賃

減価償却費

224

租税公課

303

保険料

165

雑 費

539

営業利益 (営業損失)

9,802 ④

4,519 ⑤ = ③ - ④

IV 営業外収益

受取利息及び配当金

662

その他

297

959 ⑥

V 営業外費用

支払利息

101

その他

12

事業主利益 (事業主損失)

113 ⑦

5,365 ⑧ = ⑤ + ⑥ - ⑦

貸借対照表の事業主利益と一致する

注 工事進行基準による完成工事高

工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記入する

事業（建設業以外の事業を含む）
を開始した年月日を記入

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和26年5月30日	創業
	平成8年8月3日	㈱大船渡漁港建設設立（資本金3000万円）
	平成18年4月1日	陸前高田支店開設
	平成20年10月13日	資本金の増資（資本金5000万円）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	平成8年9月12日	一般建設業の許可取得（般－8）第123456号（土）
	平成11年12月1日	一般建設業の業種追加（般－12）第123456号（ほ）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
該当なし	

所属していないときは「該当なし」と記入する

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
	拓殖銀行盛岡支店 本支店名を記入		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)